

(案)

環境審第 号  
令和 4 年 月 日静岡県環境審議会  
会長 藤川 格司 様静岡県環境審議会水循環保全部会  
部会長 蔵治 光一郎

## 水源保全地域の指定について（報告）

令和 4 年 9 月 6 日付け環水第 170 号による諮問を受け、静岡県環境審議会から当部会に対し付託されたこのことについて、審議した結果、下記のとおり結論を得たので報告します。

## 記

## 1 諮問内容

水源保全地域の指定

## 2 結論

地域森林計画（森林法第 5 条第 1 項）の対象とする森林の区域（森林法第 5 条第 2 項第 1 号）を水源保全地域として指定することが適当である。（別図のとおり。）

## 3 理由

静岡県水循環保全条例第 16 条第 1 項において、知事は、「水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域」を、水源保全地域として指定することができる」と規定している。

水源の保全のためには、水源涵養機能を有する地域において乱開発を防止するなど適正な土地利用の確保を図る必要がある。森林は、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水の緩和や流量の安定に寄与するとともに、雨水が森林土壌を通過することにより水質を浄化する機能を有しており、水源涵養機能を有する。

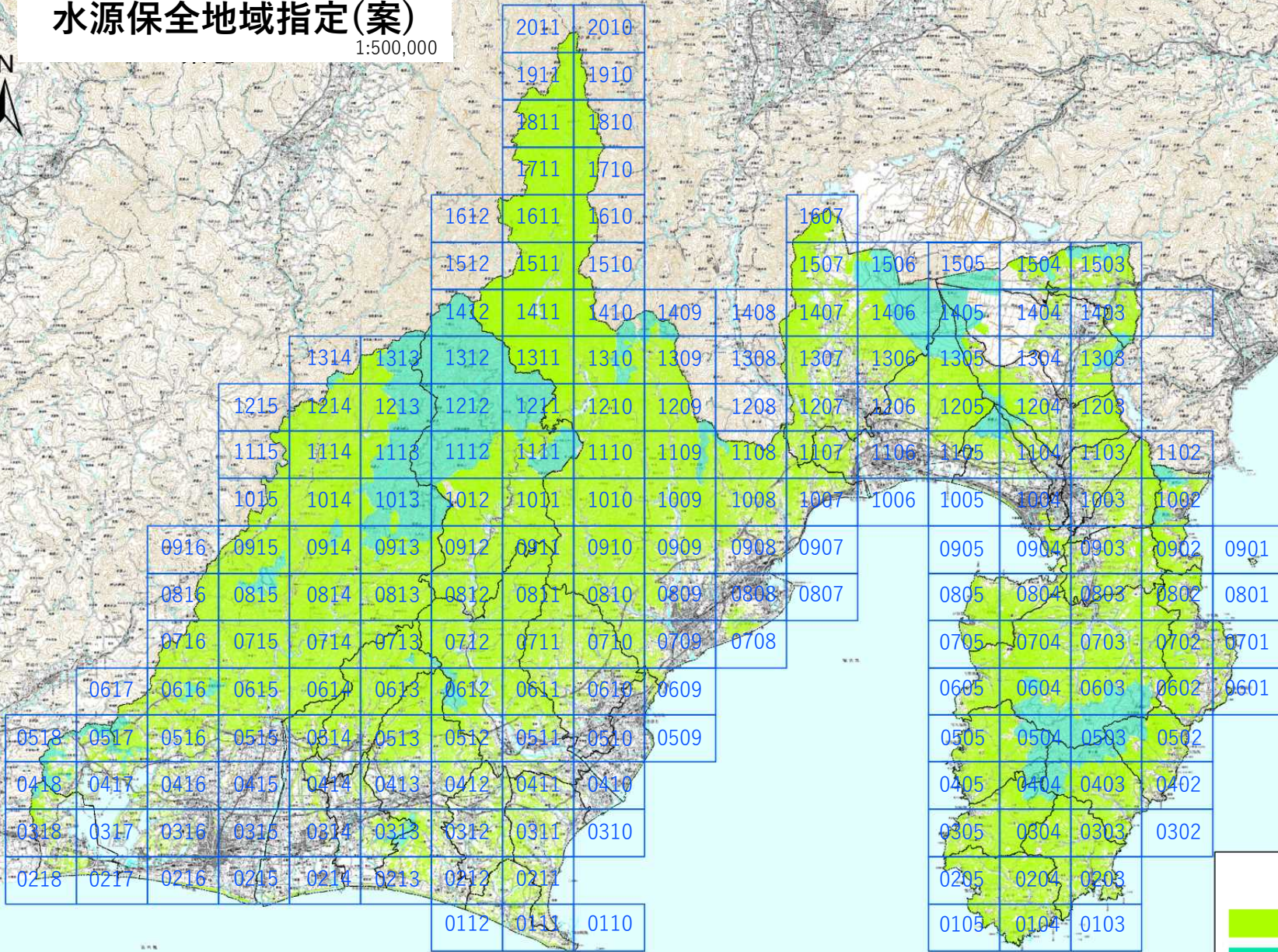
そこで、地域森林計画（森林法第 5 条第 1 項）の対象とする森林の区域（森林法第 5 条第 2 項第 1 号）を水源保全地域として指定する。

なお、森林のうち上記の区域以外の森林として、①国有林と②地域森林計画対象外の私有林がある。①については、国が所有、管理していることから、②については、森林として利用することが相当でないと思われる私有林であることから、いずれも水源保全地域には指定しない。



# 水源保全地域指定(案)

1:500,000



### 凡例

- 水源保全地域
- 国有林
- 市町村界

